

答申第28号  
平成17年2月14日

大阪府知事 太田 房江 様

大阪府環境審  
議会 長 南



温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について（答申）

平成17年2月14日付け環衛第2220号で諮問のあった標記については、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

第1号議案 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 枚方市高田1丁目3番7号  
岡市 半三
- (2) 申請地 寝屋川市大字寝屋467番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

第2号議案 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 四條畷市大字砂306番地  
植村 吉一
- (2) 申請地 四條畷市大字砂281番2
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

第3号議案 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪狭山市岩室一丁目334番地1  
株式会社スパさやま 代表取締役 正木 清文
- (2) 申請地 大阪狭山市岩室一丁目334番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

第4号議案 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 和歌山県和歌山市西浜1660番地の180  
株式会社山本進重郎商店 代表取締役 山本 進三
- (2) 申請地 東大阪市高井田本通五丁目18番
- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田19番9における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

第5号議案 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市中央区谷町二丁目6番5号  
アスモ株式会社 代表取締役 森 嘉紀
- (2) 申請地 東大阪市高井田19番9
- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田本通五丁目18番における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

第6号議案 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番1号  
総合地所株式会社 代表取締役 松岡 瑞樹
- (2) 申請地 堺市三原台二丁目2番8
- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、堺市三原台二丁目7番10における別の申請があること。また、申請者から提出された「温泉掘削許可申請に関する補正資料」においても、掘削した場合に「井戸相互干渉を引き起こさないという保証が得られていないこと」から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

第7号議案 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東京都港区芝二丁目32番1号  
株式会社長谷工コーポレーション 代表取締役 嵩 聡久
- (2) 申請地 堺市三原台二丁目7番10
- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、堺市三原台二丁目2番8における別の申請があること。また、申請者から提出された「温泉掘削許可申請に関する補正資料」においても、掘削した場合に「井戸相互干渉を引き起こさないという保証が得られていないこと」から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

第8号議案 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 箕面市船場東二丁目5番47号  
大阪船場繊維卸商団地協同組合 代表理事 尾池 良行
- (2) 申請地 箕面市船場東三丁目15番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

第9号議案 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市淀川区西中島六丁目1番1号  
株式会社ミキシング 代表取締役 佐藤 美樹
- (2) 申請地 吹田市津雲台一丁目20番22
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

第10号議案 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 和歌山県和歌山市西浜1660番地の180  
株式会社山本進重郎商店 代表取締役 山本 進三
- (2) 申請地 守口市佐太中町六丁目129番2
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

第11号議案 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市中央区心斎橋筋二丁目1番6号  
株式会社エヌケイジャパン 代表取締役 延田 久武生
- (2) 申請地 羽曳野市広瀬186番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

第12号議案 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 東京都港区三田一丁目4番28号  
社会福祉法人恩賜財団済生会 理事 松廣屋 慎二
- (2) 申請地 大阪市北区芝田二丁目113番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

第13号議案 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
鹿島建設株式会社 代表取締役 梅田 貞夫
- (2) 申請地 大阪市中央区城見二丁目2番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

第14号議案 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市中央区淡路町二丁目5番16号  
株式会社オーユデー 代表取締役 今来 健一
- (2) 申請地 八尾市柏村町二丁目65番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

第15号議案 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 吹田市高浜町4番46号  
大成観光株式会社 代表取締役 木村 成雄
- (2) 申請地 吹田市高浜町1044番3
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。